

発行所

株式会社 F P シミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 社長の出身校への寄付

Q: 当社では、社長の出身大学へ寄付をすることになりました。全額損金になりますか。

A: 全額損金算入するには、一定の要件を満たさなければなりません。

### 【解説】

社長の出身大学に寄付をする場合、その寄付金が全額損金算入されるかどうかのポイントは、次の2点にあります。

- (1) その大学から毎年新卒者を採用しているなど、会社業務との関連の中で必要と判断されて行われる寄付であること
- (2) その大学が国立又は公立の大学で本来の業務に関連する寄付であること

したがって、会社が支出した寄付金であっても、会社と学校との密接なつながりがなく、単に社長の出身大学だからというような理由で寄付が行われる場合などは、本来、社長個人が負担すべきものを会社が代わって負担したものですから、社長に対する給与（役員賞与）となり、全額損金に算入されません。

また、寄付の相手先が国立又は公立の学校である場合には、「国又は地方公共団体に対する寄付金」に該当しますので、その全額が損金に算入されますが、私立の学校である場合には、特殊なものを除き、「特定公益増進法人に対する寄付金」に該当しますので、当期の所得金額等に基づいて計算される損金算入限度額の範囲内で別枠として損金算入されます。ただし、いずれの場合も学校授業等の関連に使うための寄付でないと認められません。

